

刑事訴訟法の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

一 検討事項の例示の追加

(附則第2条関係)

政府によりこの法律の施行後5年ごとに行われる検討の対象に、「再審の請求の手続における証拠の目的外使用の禁止に関する制度及び検察官が保管する証拠の一覧表に関する制度」を例示として追加する。

二 任意での証拠の提出又は開示に係る運用上の措置の適切な実施

(附則第4条新第2項関係)

近年における再審の手続に関する諸事情に鑑み、従来行われてきた再審の請求の手続における運用上の措置としての裁判所による検察官に対する勧告であって任意での証拠の提出又は開示に係るもの及び検察官による任意での証拠の提出又は開示は、事案に応じ、適切に行うものとする。